

準要保護児童生徒（新規・継続）申請をする保護者の皆様へ

令和4年度準要保護認定申請の受付を行います。認定を希望する場合は、下記により申請書類を提出してください。認定が不要な場合は、その旨申し出るとともに、お渡しした書類一式をお返しください。

1. 提出先、提出期限

		提出先	提出期限 ※厳守
新規の方	・新1年生がいて、 入学準備金の支給を希望する方	日光市学校教育課に持参または郵送 ※〒321-1292 日光市今市本町1番地 東庁舎2階 日光市学校教育課	2月28日まで ※郵送の場合は 2月28日の消印まで
	・新1年生がいない方 ・新1年生がいるが、 入学準備金の支給を希望しない方	お子さんが通学する（通学予定の） 学校の、担任または教頭に提出 ※ただし、小学生と中学生がいる場合は、 小学校に提出。	1月28日まで
継続の方			

2. 提出書類

準要保護児童生徒(新規・継続)申請書 (必ず提出) ※事実に基づき正確に記入してください。なお、不正に準要保護の認定を受けた場合、援助費の返還を求めることがあります。	
添付書類 (該当がある場合のみ提出)	
児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当受給証書の写し
令和3年1月以降に退職した方	退職証明書、又は雇用保険受給資格者証の写し ※雇用保険を受給している場合
令和2年中の収入額と比べ、現在の収入額が大きく減少した方	給与証明書の直近3か月分の写し等、直近の3か月程度の収入額がわかるもの
令和3年1月1日の住民登録地が日光市外の方	住民税課税証明書(収入額と控除額の記載があるもの)、又は非課税証明書 18歳以上の方全員分 ※令和3年1月1日に住民登録していたところの役場で取得。
入学準備金の申込を同時に行う場合で、郵送で申し込む方	振込口座がわかる書類(通帳など)の写し
※その他、申請理由の証明となる書類の写しを添付してください。(該当がある場合のみ)	

★お問い合わせ 日光市立東原中学校 TEL：22-2340 担当：教頭（尾崎）
 日光市教育委員会 学校教育課 TEL：21-5167